



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。



香川支部保険料率のご案内

令和8年度の協会けんぽ香川支部の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

健康保険料率

令和8年2月分
(3月納付分まで)

10.21%



令和8年3月分
(4月納付分から)

10.02%

介護保険料率

令和8年2月分
(3月納付分まで)

1.59%



令和8年3月分
(4月納付分から)

1.62%

子ども・子育て支援金制度による支援金率 (令和8年5月納付分から開始)



new!

令和8年4月分 (5月納付分から)

0.23%

保険料額表は協会けんぽHPよりご確認ください。



健康づくりに取り組んで、保険料率の上昇を抑えましょう!

令和6年度インセンティブ制度の結果

インセンティブ制度とは?

都道府県支部ごとに加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組を評価し、上位15支部に対してインセンティブ(報奨金)の付与を行い、2年後の「健康保険料率」に反映させる制度です。香川支部の令和6年度総合順位は、19位でした。

インセンティブ制度の5つの項目

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 受診勧奨を受けた方の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

協会けんぽも全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう!



任意継続ご加入の手続きの流れ



退職後は「協会けんぽの任意継続保険」「国民健康保険」「ご家族の健康保険の被扶養者」の3つの健康保険から選択して加入する必要があります。

下記では、「協会けんぽの任意継続保険」のご加入についてご案内します。

●被保険者（ご本人）

事業所へ	(お手元にお持ちの場合) 資格確認書を返却
協会けんぽへ	「任意継続被保険者資格取得申出書」を退職後 20日以内 に提出 (必着) ※電子申請も利用可能

●事業所

日本年金機構へ	資格喪失届を資格喪失日から 5日以内 に提出
---------	-------------------------------



●日本年金機構

資格喪失届の処理	
----------	--

●協会けんぽ

申出書の審査と日本年金機構での資格喪失届の処理が両方完了した後に、「資格情報のお知らせ」「資格取得受理通知書」「納付書」を発行	
---	--

※「任意継続被保険者資格取得申出書」に退職証明書等を添付されている場合は、日本年金機構での資格喪失処理を待たずに、「資格情報のお知らせ」等の発行が可能です。

提出期限にご注意の上、お手続きをお願いします!



以下の点にご注意ください!



健康保険が変わった場合の注意点

転職や任意継続加入など健康保険の資格変更の手続きをする際、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、あらためて特定疾病療養受療証のお手続きをお願いします。

これまでお使いの特定疾病療養受療証は、引き続きの使用はできませんのでご注意ください。

メルマガ募集



友だち募集中!



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 香川支部

各種申請書は電子申請または郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

☎087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

電子申請は
こちら

